

大阪市告示第1778号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                        | 年 月 日        | 供用時間                |
|----------------------------|--------------|---------------------|
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第2体育場 | 令和8年1月5日（月）  | 午後0時30分から<br>午後7時まで |
|                            | 令和8年1月19日（月） |                     |
|                            | 令和8年1月26日（月） |                     |
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>多目的室  | 令和8年1月5日（月）  | 午後1時50分から<br>午後7時まで |
|                            | 令和8年1月19日（月） |                     |
|                            | 令和8年1月26日（月） |                     |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）